

令和3年度

定期監査結果報告

守口市監査委員

目 次

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 監査の概要 | 1 |
| 2 | 監査の結果 | |
| | 総括 | 2 |
| | 個別事項 | |
| | 〔前期〕 | |
| | 都市整備部 | |
| | 都市・交通計画課 | 3 |
| | 道路公園課 | 3 |
| | 住宅まちづくり課 | 5 |
| | 〔後期〕 | |
| | 危機管理室 | 7 |
| | 健康福祉部 | |
| | 地域福祉課 | 7 |
| | 生活福祉課 | 8 |
| | 障がい福祉課 | 9 |
| | 高齢介護課 | 11 |
| | 健康推進課 | 12 |
| | 新型コロナウイルスワクチン接種推進室 | 13 |

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財務監査

(2) 監査の実施期間

[前期]

令和3年9月から同年11月

[後期]

令和3年12月から令和4年2月

(3) 監査の対象期間

[前期・後期]

令和3年1月から同年7月

(4) 監査の対象部局

[前期]

都市整備部…都市・交通計画課、道路公園課、住宅まちづくり課

[後期]

危機管理室

健康福祉部…地域福祉課、生活福祉課、障がい福祉課、高齢介護課

健康推進課、新型コロナワクチン接種推進室

(5) 監査の実施方法

[前期・後期]

守口市監査基準に基づき、各業務のリスクを考慮しながら、収支関係書類（調定決議書、支出負担行為伺書、起案文書、契約書等）の提出を求め、合規性や効率性等に着目しつつ、総合的な適否を判断の上、監査を実施した。

2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

なお、順序としては、まず前期・後期を通じての総括を、次に前期・後期に係る個別事項を、それぞれ記述した。

<総括>

本監査は、令和2年度より4年計画で実施する定期監査の2か年目に当たるが、本市における監査基準及び監査業務の実施方針については、既に公表しているとおりである。

今回の傾向について述べるに当たっての前提条件として、昨年度からの監査基準に沿った監査が、問題が発展するおそれに重点を置いたリスクアプローチの概念を取り入れたものであることは、前回の監査結果でも触れたとおりである。よって、記述内容も必然的に、契約上の疑義を招き、ひいては争訟に至るおそれがある契約関連業務における指摘が中心となっており、本結果中では、低リスクと認められる軽微な事務手続上の誤りまで網羅しているものではない。

事務手続上の誤りを抑制する最も効果的な方策としては、我々監査委員が事後的に指摘・啓発するよりも、各所属における内部統制、いわば自浄作用が機能している状態が、本来あるべき姿である。つまり、事後的に点検・指摘を行うにも限界はあり、仮に問題を発見したところで、挽回可能な範囲も限られているのが現状である。

もちろん職員各位の職責に鑑み、あらゆる事務処理において、いかなる不備もないという水準が理想ではある。しかし、幾度となく繰り返されてきた監査業務によっても、やはり人為的ミスは根絶することは非常に困難であるという事実と直面している以上、少なくとも高リスクな分野での取り返しがつかない失態は避けられるよう、各部局において危機管理意識を持たれるべきである。そうした内部統制の手法としては、例年言及しているとおり、マニュアルの作成・活用を通じた業務の標準化や、着眼項目を可視化した上で複数名が担当することによるチェック体制の強化など、創意工夫により法的問題に発展するようなミスを回避する努力を期待したい。

末尾に、本稿のような形式張った文章ばかりでは、職員各位に対する情報発信手段として不十分である可能性も考慮し、試行的に「監査レポート」を別途作成の上、より直観的に伝わりやすい方法で、留意点を庁内へ周知することとした。こうした取り組みを通じて、我々監査側だけでなく、事業担当側においても、リスクを意識した事務執行が浸透するよう願って止まない。

＜前期個別事項＞

（都市整備部）

都市・交通計画課

- 1 都市計画図等の販売代金の徴収において、毎月の納付分を一括で処理する調定決議書に、守口市予算決算及び会計規則第25条第2項に定められた『各納入義務者の住所、氏名及び徴収すべき金額を記載した内訳書』が添付されていないかった。
- 2 都市計画図面等の販売単価の根拠が不明であった。

道路公園課

- 1 行政財産目的外使用許可において、次の事項が見受けられた。
 - （1）使用許可書の決裁文書の表題が「行政財産目的外使用許可申請書」となっているものが散見された。
 - （2）決裁文書と発送文書の同一性を証明する「契印」を決裁文書へ押印せず、起案用紙に押印していたものが散見された。
- 2 公園占用許可において、次の事項が見受けられた。
 - （1）決裁文書と発送文書の同一性を証明する「契印」を決裁文書へ押印せず、起案用紙に押印していたものが散見された。
 - （2）台帳処理の取扱いについて、機構改革により所属名が変更された際は、文書番号の前に付すこととされている首字の変更を法制文書課へ届け出なければならないが、届け出られていなかった。
- 3 公園清掃業務委託の契約締結起案における公文書の公開区分を「全部公開」としているが、法人の印影を含むことから「部分公開」となる。

- 4 市民協働による緑・花推進事業業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約書に記載のある「別紙 個人情報の取扱いに関する特記事項」が契約書に添付されていなかった。
 - (2) 業務終了後に「業務完了届」が契約先から提出されることとなるが、「業務一部完了届」が提出されていた。
- 5 草花等管理業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約形態が、実施起案では総価契約となっており、契約締結起案では単価契約となっているため、契約締結までの過程で方針が変更となっているが、その旨が契約締結起案中に記載されていなかった。
 - (2) 契約書に記載のある「別紙 個人情報の取扱いに関する特記事項」が契約書に添付されていなかった。
- 6 公共花壇植栽管理業務委託契約書第2条において「契約金額の内訳は、別紙のとおりとする。」と規定しているが、別紙が添付されていなかった。
- 7 都市計画道路豊秀松月線用地測量業務委託に係る契約書の約款が、改正後の民法に対応した内容となっていなかった。
- 8 公園外樹木剪定等業務委託（南部）において、記載されている受注者の住所と代表者氏名が、契約書と誓約書との間で一致していなかった。【都市・交通計画課所管分】
- 9 道路清掃及び除草、剪定等業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 予定価格書に別紙を添付する際は、ホッチキス留めした上で予定価格書作成者の割印を押印することとなっているが、割印が確認できなかった。
 - (2) 契約書に市長印を押印しているが、契約専用印を使用していなかった。
- 10 令和3年度土地賃貸借契約は、予定価格50万円超となるため総務部総務課の合議を経ることになるが、行われていなかった。

- 11 市内一円雨水排水施設浚渫工事の契約締結起案における公文書の公開区分を「全部公開」としているが、法人の印影を含むことから「部分公開」となる。【都市・交通計画課所管分】

住宅まちづくり課

- 1 守口市本庁舎5階北フロアLANケーブル配線作業業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約書において提出することとされている「業務実施計画書」等の契約関係書類が提出されていなかった。
 - (2) 契約業者から再委託承諾申請書が提出され、再委託承諾書を交付しているが、両方ともコピーが添付されているのみで、同申請書の原本及び承諾起案が編綴されていなかった。また、同申請書に再委託申請の根拠として記載されている契約約款の条項に誤りがあった。
- 2 市営住宅住替等補償調査業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約保証金は守口市契約規則（以下「契約規則」という。）第21条第1号により免除されていたが、正しくは同条第2号によるものであった。
 - (2) 業務完了実績数量に基づいて変更契約を締結するため、変更後の設計価格に当初落札率を乗じて変更契約額を算出している。変更契約額は千円止めと記載されているが、千円未満を切り上げて算出されていた。
- 3 市営住宅住替等業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 本契約は2年間の債務負担行為に基づく契約であるが、契約書に「債務負担行為等に係る契約の特則に関する事項」が適用除外条項として記載されていた。
 - (2) 変更契約すべき事由が生じたときは、速やかに変更契約を締結する必要があるが、令和元年度及び令和2年度の変更契約が令和2年度に合わせて行われていた。

4 日吉団地区分所有物件不動産測量業務委託において、次の事項が見受けられた。

(1) 業務完了実績数量に基づいて変更契約を締結するため、変更後の設計価格に当初落札率を乗じて変更契約額を算出している。2回行われていた変更契約のうち2回目の変更契約において、変更契約額は千円止めと記載されているが、千円未満を切上げて算出されていた。

(2) 変更契約締結起案に増額分の契約保証金の納入済通知書の写しが添付されていたが、起案に記載されている金額と異なる金額が納付されていた。

【都市・交通計画課所管分】

5 令和2年度特定建築物及び特定建築設備等定期報告業務委託において、次の事項が見受けられた。

(1) 契約規則第17条第1項第9号及び第10号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「危険負担」及び「契約不適合責任」が、契約書中に含まれていなかった。

(2) 契約書に記載されている「個人情報取扱特記事項」が添付されていなかった。

(3) 業務完了後、契約先から業務完了届及び実績報告書を受領したときは、10日以内に検査を完了し、検査の結果を書面にて通知しなければならないこととされているが、書面による通知を行っていなかった。

6 市営住宅住替促進事業に伴う桜町団地区分所有物件の移転補償契約における契約締結起案については、守口市財産規則第4条第2項第1号の規定に基づき、管財主管部課長（財産活用課）へ合議しなければならないとされているが、合議されていなかった。

7 不動産鑑定評価業務委託（その1）において、次の事項が見受けられた。

(1) 業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

- (2) 契約書において提出することとされている「業務実施計画書」等の契約関係書類が提出されていなかった。

＜後期個別事項＞

(危機管理室)

- 1 簡易消火栓の撤去・補修工事において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 随意契約の特命理由に照らすと、その根拠条文が不適當なものが散見された。
 - (2) 予定価格と、その積算根拠となる設計価格との間に整合性がないものが散見された。
 - (3) 契約先から徴した見積書において、合計金額と積算内訳との間に整合性がないものがあった。

(健康福祉部)

地域福祉課

- 1 福祉総合システム運用保守委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約先の分社化に伴う地位継承に当たり、旧会社の代表とはそれを証する書面を取り交わしていたが、新会社の代表とはそれを証する書面を取り交わしていなかった。
 - (2) 毎月〆で提出される業務完了届中、新会社の代表者名が途中で変更になっているが、それを証する書面を徴していなかった。
- 2 コミュニティソーシャルワーカー配置委託において、単年度で予算措置されている事業であるにもかかわらず、契約書及び誓約書が実施年度の前年度中の日付で作成されていた。

生活福祉課

- 1 「生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること」は、守口市福祉事務所長に権限を委任する規則第10条第2号により守口市福祉事務所長に委任されており、支給決定通知書は福祉事務所長により通知されていたが、支給申請書は守口市長へ申請する様式となっていた。
- 2 生活保護等版レセプト管理クラウドサービスの使用契約において、契約規則第21条第1号の規定により契約保証金が免除されており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日以後に履行保証保険契約が締結されていた。
- 3 診療報酬明細書等点検等業務委託について、仕様書では毎月の業務終了後、その月の月末までに業務完了報告書を提出することと規定されているが、月末までに提出されていなかった。
- 4 レセプト電子データ提供業務において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約書に契約文書用の市長印を押印していたが、起案用紙には守口市福祉事務所長印を使用したときに押印する生活福祉課の公印使用印が押印されていた。
 - (2) 契約保証金は免除されているが、金額の算出に誤りがあった。
 - (3) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」及び「業務完了届の提出」が履行されていなかった。
- 5 守口市要介護認定調査業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 居宅介護支援事業所を運営している各法人と契約を締結しているが、契約書に事業所名が記載されておらず、契約先のうち複数の事業所を運営している法人との間において、全く同じ内容の契約書が複数交わされていた。
 - (2) 契約書第9条第3項及び第10条において、引用元として記載された条文に誤りがあった。

6 守口市被保護者就労支援事業等業務委託において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約書に市長印を押印していることから、起案用紙に公印使用印を押印することとなるが、公印使用印が押印されていなかった。
- (2) 契約書に年度ごとの支払限度額が記載されているが、誤った金額が記載されていた。
- (3) 契約書に規定された受注者による「業務実施計画書の提出」及び「個人情報への取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- (4) 仕様書において、当月に係る業務の実施状況について「キャリアカウンセリング業務実施報告書」、「求人開拓業務実施報告書」、「被保護者家計改善支援事業に関する報告書」をそれぞれ作成し、翌月10日までに報告することとされているが、「被保護者家計改善支援事業に関する報告書」が提出されていなかった。

障がい福祉課

- 1 旧桜の園跡地公募型プロポーザルに係る市有財産賃貸借契約において、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定しているが、相手方の特定後に随意契約を行うにあたり、見積書を徴していなかった。
- 2 守口市文書取扱規程第29条によると、内容が軽易なものに限り、文書の発信名を課長名とすることができるとされているが、訓練等給付費等の滞納者に対する催告書が課長名で発送されていた。
- 3 建築設備及び防火設備定期点検業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

- (2) 仕様書において提出することとされている「点検者の経歴書」、「資格を証明するもの」及び「定期点検計画書」が提出されていなかった。
- 4 守口市基幹相談支援センター事業業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」及び「業務完了届の提出」が履行されていなかった。
- (2) 検査職員は、検査完了後に検査調書を作成し、契約者に交付することとなるが、検査調書が作成されていなかった。
- (3) 契約書では、契約金額の支払について、業務完了後の「検査に合格したときは、完了月分の契約金額の支払を請求することができる」と規定されているが、実際には業務完了前に概算払で支出されていた。
- 5 高額障害福祉サービス費等給付費の申請には、障がい福祉サービスなどの領収証の原本が必要とされているが、一部未払いとなっているにも関わらず支給決定されているものや、領収証ではなく請求書を添付して申請・支給決定されているものがあった。
- 6 守口市手話奉仕員養成研修事業業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 見積依頼書で指定された提出期限よりも後に、見積書が提出されていた。
- (2) 契約書において「受注者は、1か月ごとに事業報告書を発注者に提出しなければならない」とされているが、事業報告書が提出されていなかった。
- (3) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

高齢介護課

- 1 市内介護施設等新規入所者（65歳以上）に対するクラスター防止PCR検査事業業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - （1）契約保証金の算定根拠となる執行予定額について、積算根拠が契約締結起案に記載されていなかった。
 - （2）契約保証金は免除されているが、金額の算出に誤りがあった。
 - （3）契約保証金の納付を免除するに当たり、契約規則第21条第3号を適用しているが、その根拠として添付された契約業者の過去の契約書の写しが、同号にいう「過去2年間」のものではなかった。
 - （4）契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- 2 守口市有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金の交付に係る整備計画書については、要綱第3条第5項において、『補助対象事業を実施しようとする事業者は、有料老人ホーム等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策計画書（事業の目標の設定等、実施期間及び内容並びに事業に要する費用の額を含むものとする。）を作成し、市長に提出しなければならない。』と規定している。しかしながら、整備計画書に「事業の目標の設定等、実施期間及び内容」が含まれていなかった。
- 3 守口市老人福祉計画検討委員会は、守口市老人福祉計画検討委員会規則第4条により、会議は会長が招集することとなっているが、市長名で招集されていた。

健康推進課

- 1 公害診療報酬等点検事務等業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約保証金の納付を免除するに当たり、契約規則第21条第3号を適用しているが、その根拠として添付された契約業者の過去の契約書の写しが、同号にいう「過去2年間」のものではなかった。
 - (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」及び「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- 2 守口市市民保健センター特別管理産業廃棄物の処理業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 予定価格が契約締結起案に記載されていなかった。
 - (2) 契約保証金は免除されているが、金額の算出に誤りがあった。
 - (3) 契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
- 3 守口市市民保健センター健康管理事業業務委託において、次の事項が見受けられた。
 - (1) 契約書の支払条件に「完了払」と「部分払」が併記されており、契約案件と支払条件が対応していなかった。
 - (2) 契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。
 - (3) 受託者に交付すべき検査調書の原本が編綴されていた。
- 4 守口市市民保健センター電話機交換作業において、業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

5 新型コロナウイルスワクチン接種クーポン券など印刷、封入封緘及び発送業務委託において、次の事項が見受けられた。

(1) 予定価格書が作成されていなかった。

(2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」、「業務実施計画書の提出」及び「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」が履行されていなかった。

6 市民保健センター公用車車検において、契約規則第8条第1項に規定されている予定価格の積算根拠が不明である。

新型コロナウイルスワクチン接種推進室

1 新型コロナウイルスワクチン接種に係るスマート申請サービスの利用において、次の事項が見受けられた。

(1) 契約締結起案に係る所定の合議先への合議が行われていなかった。

(2) 債務負担行為として予算措置されておらず、長期継続契約にも該当しないが、契約書に自動更新条項が設けられていた。